

○会長 では、時間になりましたので、最終回になりますが第11回補助金適正化審査会を開催させていただきたいと思えます。きょうも、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

では、最初に、前々回、前回の会議録の確認をお願いしたいんですが、事務局からお願いします。

○財政課長 それでは、第9回、第10回の会議録の確認に当たりまして、あらかじめ委員の方から、若干の修正についての話がございました。

本日、お手元に、席上にご配付をさせていただいておりますけれども、これは10回の会議録の抜粋、一部でございますが、22ページの部分ですが、中ほどの委員のご発言、それから、会長のご発言を挟んで次の委員の2行のご発言、この2カ所につきまして、趣旨の変更はございませんが言い回しを若干文章化したというような修正をさせていただいております。

以上でございます。

○会長 はい。

それから、では、前回の保留分と申しますか、説明につきましてもお願いします。

○財政課長 はい。前回のご審議の中で、2点ほど回答を保留させていただいた部分がございます。

一つ目は、公衆浴場の確保対策事業として、浴場協同組合の決算書等にあらわれております菖蒲湯等で景品代に何が使われているのかといったようなお尋ねでございました。詳細はこちらの方にも資料がございませんでしたのが、使われておりますのはほぼ抽選会等のお土産で、例えばヤクルトといったような、その場で消費するようなものに使われているということでございます。

それから、2点目が、商店街に対するイベント補助につきまして、これは東京都に区を通じて申請をするというものですが、区の段階で事前の審査と申しますかスクリーニングを行うことが可能かどうかというお尋ねでございました。この補助金につきましては東京都の補助要綱が区の方に当然来ておりまして、それに基づいて、補助金の対象経費とそれから対象外の経費について詳細なチェックをしてございまして、例えば飲食に要する経費でありますとか謝礼のたぐい、これについては認められないですとか、それから、イベントにあくまでも使う分だけということで、イベント後に使うようなものについてまではもう認められないという、そういうイベント1回限りの経費に限るというようなことで、区

の方でもチェックをした上で都の方に申請しているということでございます。

○会長 はい。ありがとうございます。

○財政課長 以上でございます。

○会長 会議録の件では、委員の方、よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○会長 こういう形で、ほかの方々もよろしいでしょうか。

(了承)

○会長 それでは、会議録の確定をさせていただくということで、今ご説明がありました前回の2点に関しましてのご説明ですが、その点何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(了承)

○会長 ありがとうございます。

それでは、議事の方に入っていきたいと思いますが、本日最終回ということで、区長への提言が予定されておまして、この点、時間の制約といいますか、事務局の方から簡単にお願ひしたいと思ひます。

○財政課長 本日は最終回ということで、ご提言をいただくご予定でございますが、区長の都合がございまして、3時45分から4時までということで時間を設定させていただければありがたいというふうに考えてございます。

○会長 はい。できればといいますか、そこまでにこの報告、提言を確定するというのが望ましいんですが、そうならない場合、もちろんその後、時間があることはあるんですけど、先に出すというのも妙な話になりますので、何とか確定させていただきたいと思ひます。

それでは、皆さんには既に郵送等でお手元に案があらかじめ送られていたかと思ひますが、若干の変動があるかと思ひます。また、前回のこの審査会は公開されているということもありますので、そこから見ますと、こういうきちんとした体裁になるというので少し開きもありますので、まず、皆さんのお手元に配られたものから、どういう点が主とした変更点があるかということをご説明していただいた後、全体を通して確認させていただきたいというふうに思ひますので、事務局の方からお願ひします。

○財政課長 それでは、11日に、皆さんの方に素案という形で提言書の案をお送りさせていただきました。それ以後、会長のご指示等もございまして修正をした点が若干ございま

すので、ご説明をさせていただきます。

初めに、3ページの下段の下の方ですが、③補助金の公表についてとなっております。その「補助金の公表について」から2行目ですが、「それだけでは不十分である」というふうに、以前は「不分明」というふうにしてございましたが、それを「不十分」というふうに直してございます。

次に、④、同じ3ページの下から2行目の④個別団体と連合体との関係についてというところにつきましては、全面的な書きかえをしてございます。

それから4ページですが、下から2行目、ケースⅡのところですが、「このケースは、団体の自主性が低く、」となっておりますところを、「自主性」を「自立性」というふうに改めてございます。

それから、5ページにまいりまして、中ほどで段落が区切れますが、「一般に、」というところから数えまして4行目でございますが、「ファーストステップ」という言い方を「第一歩」というふうに改めてございます。

次に、6ページでございますが、総括表の件数の修正がございます。外郭団体でございますが、継続5件を4件として、その委託金化の1件を2件ということで、したがって、合計91件が90件、5件が6件というふうに修正してございます。

それから、9ページでございますが、中ほど、段落が区切れておりますところから上方、下から2行目ですが、5(1)③、その次ですが、「で述べた」となっておりますところを、「新たに提案した」というふうに直してございます。

それから、資料といえますか一覧表になりますが、20ページの補助金の外郭団体に対する補助でございますが、6番目の財団法人杉並区スポーツ振興財団の補助金でございますが、こちらの方で単純に見落としてございまして、継続に丸がついてございますけれども、こちらの方は委託料と補助金との明確を図るということで、委託金化に変更させていただきました。その関係で総括表の件数が変わったということでございます。

それから、本日は、席上に審査表の個表といえますか、個別の補助金の審査表のとじたものを何枚かお配りをさせていただきました。これにつきましては、審査会の中でもお話がございまして、また、会長の方からのご提案もございましたのですが、団体の収支状況、例えば自主財源でありますとか繰越金でありますとか、そういったものと補助金との関係について分析する必要があるということで、私どもの方で特に運営に対する補助を行っている団体をピックアップいたしまして、調査を行いました。データがそろったものにつき

まして、42団体だったと存じますけれども、その個表でございます。

それをもとにいたしまして、この提言でまいりますと、附属資料といたしまして資料編の23ページから24ページになりますけれども、補助金の分析結果というところがございます。その資料をもとにこの分析をいたしまして、先ほどの本文4ページの団体の財務状況と補助金との関係についてのところに反映させていただいたという経過でございます。

以上でございます。

○会長 はい。

今ご説明いただいた点につきまして、何かございますでしょうか。

○委員 きょうお配りいただいた補助金適正化についての提言というのは、これでまとまったということですか。というのは、私、まだ、「てにをは」でおかしいと感じる面が大分あったもんですから。

○財政課長 いえ、本日、最終的に確定していただければというふうに考えてございます。

○委員 わかりました。直した部分だけですね。

○会長 「てにをは」は、どれぐらいあるんでしょうか。

○委員 やっぱり10カ所ほど気になるところがございましたので、一応、先生方に、また職員の方に。

○会長 内容の変更に伴うとか……。

○委員 内容じゃございません。

○会長 変更に伴うものではないということですね。

○委員 ケアレスミスに近いです。

○会長 若干そういうような部分につきましては、また、これはもう、技術的に処理させていただくということで、内容的に確定させてはいただけるというふうに……。

○委員 それぞれの内容は、問題ありません。

○会長 ご提言させていただくということですので。

○委員 はい。それは結構です。

○会長 ほかにございますでしょうか。

(なし)

○会長 では、ないようでしたら、一度、やはり最終的に確認したいと思いますので、本文についてだけですけれども、一通り読み上げていただけますでしょうか。

○財政課長 読み上げ

1 補助金適正化審査会の設置経過

地方分権時代を迎え、自己決定、自己責任による自治体経営が求められている今、社会経済状況の変化に的確に対応し、豊かで活力ある地域社会を創造していくためには、柔軟で強固な財政基盤を確立していく必要があり、そのためには、補助金制度の再構築は避けて通ることの出来ない課題である。

こうした中で、杉並区では、昨年、学識者や区民等から構成された「杉並区補助金の適正化に関する懇談会」の提言や区民意見をふまえ、補助金……。

○委員 ちょっといいですか。この、「区民意見」という言葉はあるんですか。「区民の意見」じゃないんですか。「区民意見」という言葉はちょっと、私は聞いたことがない。「国民の意見」とか……。

○財政課長 これは、「区民意見提出手続」というようなものがございまして、一応、区民意見——提出手続とあわせて一つの言葉なんですけれども、「区民意見」という言葉を使っております。

○委員 そうですか。はい、それでは結構です。

○財政課長 区民意見をふまえ、補助金適正化についての基本的考え方「補助金適正化方針」を策定した。

そして、この「補助金適正化方針」を適用し、客観的、中立的立場から、個別、具体的な補助金の見直しを行うため、平成17年1月9日付、16杉並第73034号「杉並区補助金適正化審査会設置要綱」に基づき、「杉並区補助金適正化審査会」（以下「審査会」という。）が設置された。

2 設置目的

審査会の目的は、杉並区から支出する補助金について、補助金の客観性・合理性を審査することである。

3 審査対象範囲……。

○委員 すみません。その「ことであるのである」は、やはり「ことにあるので」でないとおかしいと思いますね。目的は何々することであるならいいんですけどね。ですから、「ことにある」、「ことである」というのは、ちょっと。どうでしょうかね、これ。「ことである」というのと「ことにある」。「(目的は)……ことにある」。まあ、これでもよろしいですけど、先生方がよろしいとおっしゃれば。やはり個人的な意見で、そういうのを述べちゃいけないということであれば、構いません。

○会長 いやいや、そんなことはないんですけども。どちらでも通じるとは思いますけれども。

○委員 結構です。

○会長 こういう場合はどうですか。「ことである」。

○委員 はい。私はみなさんがよろしいんならと思います。

○会長 そうですか。

では、とりあえず、これはこれで。

○委員 読み上げの途中で悪いんですけども、その都度申し上げます。

○財政課長 3 審査対象範囲

審査の対象とした補助金の範囲は、支出科目の「負担金、補助及び交付金（補助金）」である。

○委員 ちょっとすみません。これもこのまま、「補助金の範囲」でいいんでしょうかね。補助金の例えば割り当てであるとか、支給という言葉は要らないんですか。「補助金の範囲は、」と。

○財政課長 ここは審査範囲……。

○委員 「補助金の割り当ての範囲とは、」とか、そういうことでは。

○会長 いや、そうじゃなくてここは、ここで審査している補助金という、その……。

○委員 「対象とした」。

○会長 制度としての補助金の対象をどうするかということで、ここに「支出科目」とありますけども、負担金とか交付金とかほかに仕組みがあるんですけども……。

○委員 三つぐらいに分かれるということですね。

○会長 こども含めて補助金と呼ぶこともあるんですけども、ここではそのうちの補助金であるということを指しています。

○委員 はい、わかりました。そういうところもありますので、指摘いただきたいと思えます。

○財政課長 4 審査経過以下「7 おわりに」まで読み上げ

……でございます。

○会長 ありがとうございます。いかがでしょうか、改めて。何かお気づきの点があれば。

○委員 五、六カ所あります。

○会長 そうですか。今言っていたらその点を反映させていただきますが。

○委員 そうですね。お教えいただきたいと思います。

○会長 一応、時間が、45分に区長がお越しいただくことになっていますので。そこまでは終わらせたいと思いますので、お願いします。

○委員 はい。では、すぐに終わります。

5ページの1行目ですが、もちろん私がお教えいただくんですが、「あるいは、他の手段による収入確保努力」、これ、「確保への努力」じゃないんですか。これでいいんですか、確保努力。5ページの1行目です。「収入確保への努力」。「への」は要らないですか。確保努力という言葉があるかと思います。5ページです、1行目の「収入確保努力」。

○会長 まあ、その方が読みやすいかもしれませんね。「の」を入れるかというあたりですかね。

○委員 「への」ですね。いや、それはお任せします。

○会長 じゃあ、ちょっと先に、ほかにご指摘の部分を順次提示を。

○委員 それと、すみません、8ページの6番の(1)の本文ですが、「社会経済状況や区民ニーズ」というのは、先ほどの「区民意見」というのと同じように、一つの言葉としてひとり歩きしているんですね。

○会長 はい。

○委員 はい、結構です。私は、文学者なもんだから、余りこういう点がよくわからないので。

○会長 恐らく、文学者から見たら、行政の文書は余り美しくないとは思いますが。

○委員 いえいえ、やっぱり。行政のことをわかっていなくて、お恥ずかしいんですけども。

○会長 ただ、やっぱり区民の方にも読んでいただいてわかる文書にしなければいけないので、ご意見はいただきたいと思います。どうぞ。

○委員 9ページの3番の丸の二つ目ですね。「見直しにあたっては、」というところですが、その本文の方の、「補助金の見直しは、形式上の『補助金』の名のついた」、「『補助金』と名のついた」じゃないんでしょうかね、これ、文学的に。最初の「の」は「と」でないと、ちょっとおかしいように思いますが。あとはお任せいたしますけれども。

それから、10ページですが、二度、「協働」という言葉が出るんですが、これもやっぱり専門用語なんじゃないでしょうかね。普通、キョウドウというと一緒に協力して行うということですから、ドウは「同」じという字だと思うんですが、専門的に使われているんですね。

○会長 最近のそのキョウドウというのは――何行目ですかね、「協」力に「働」く方で
すね。

○委員 「働」く。そういうふうに使われているんですね。ありがとうございました。

あとは、最後の11ページの下から3行目ですが、これは「個別具体的な」は、「個別に
具体的な補助金について審査し、」。「に」が抜けているように思います。

○会長 これも、私も「個別具体的な」という表現はよく使いますが。

○委員 そうですか、個別具体的など。やっぱりそれは専門的な形なら結構です。

○会長 わかりますかね。

○委員 文学的には、まず使わないですけどね。

○会長 全然文学的ではないので、あれですけど。

○委員 ありがとうございました。

○会長 そういった、今ご意見をいただいたところで、直すべき点は直した方がいいこと
は反映させていただくと。ただ、内容的にはかかわるべきではないので、では、ちょっと
私からついでにということで、3ページの③補助金の公表についての上から5行目といいま
すか下から3行目といえますか、このチョウセイって、こちらの「調整」でよかったんで
したっけ。「審査会用に調整された」の「調整」は、「調」はよくて、セイは製造の
「製」の可能性があったかなと思ったんですが、こちらの調整の意味で使われたというん
であれば、私はそれで構いません。

○財政課長 そうですね。そちらの「調製」ですね。

○会長 ですよ。予算のチョウセイとかいう意味では、「調製」ですね。

○財政課長 そうですね。

○会長 はい。では、今の点を修正、必要なものは修正させていただいたものを含めて、
これでこの補助金の適正化についての提言を確定させていただくということで、よろしい
でしょうか。

(異議なし)

○会長 ありがとうございます。

それでは、まだ、区長がお越しいただくまで若干時間がありますが、何かほかにありま
したか、よろしいですか。

会議としては一応休憩にしましょうか。区長がいらっしゃるまで。

(休憩)

(再開)

(区長入室)

○財政課長 それでは、会長の方からご報告をお願いいたします。

○会長 中身、内容について、簡単にご説明を申し上げるということによろしいでしょうか。

この4月に補助金適正化審査会が発足しまして、補助金の客観性、合理性について審査するという事で、半年以上の時間をかけまして、11回にわたる審議で検討させていただきました。あらかじめ設定されておりました補助金適正化方針に基づきまして、継続すべき補助金、それから縮減すべき補助金、廃止すべき補助金、委託金化する補助金とか、そのような分類を全体にわたりまして評価させていただきまして、あわせまして補助金の仕組み全体として、どういう方向を今後考えるべきかというようなことで、第三者機関による定期的な見直しを初め、幾つか提言させていただいております。

今回の見直しに当たりましては、個別の補助金の中で、特に各団体に対する補助金のあり方というものが一つの焦点になりまして、ほかの自治体でも補助金改革を最近行っておりますが、そういう中では恐らく余りされていないような、例えば委託金との関係であるとか、繰越金の問題なども含めまして精査させていただいたと。ただ、今回見直しに当たって行った、新たな指標を設けたりしたものにつきましても、さらに今後発展させていって、よりよい補助金の仕組みをつくっていただきたいなというふうに思っております、とりあえず、今回のご質問に答えるような形でこの提言をまとめさせていただきましたということをご報告させていただきたいと思います。

平成17年11月15日。杉並区長、山田宏様。杉並区補助金適正化審査会会長、大杉覚。

当審査会は、平成17年4月18日に貴職からの要請を受け、杉並区の補助金のあり方について審議したので、別添のとおり提言します。

(会長より区長に提言書を手渡し)

○区長 どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

(委員を交えて記念撮影)

○財政課長 それでは、半年にわたりましていろいろご審議いただきまして、ありがとうございました。

委員の皆さんから、ここで一言ずつ、感想なりご意見なりをいただければと思います。では、お願いします。

○委員 日ごろは公共経済学が専門で、余りこういうような現実的な話というのは、研究上は携わることはないんですけれども、やはり審議の過程でいろいろ事務方の方々から詳細な説明なり資料なりを提出いただきまして、自分なりにコメントをさせていただき、また、会長の適切な議事の進行のもとに、自分なりに納得のできる提言をさせていただいたのではないかと考えております。この提言が少しでも今後の杉並区の発展のために資することがあれば、幸いです。

どうもありがとうございました。

○財政課長 ありがとうございました。

それでは、お願いします。

○委員 私、公募といたしまして、初めて補助金適正審査会に向けて、4月からきょうまで、皆様の協力を得まして、務めさせていただくことができました。

杉並区が目指す補助金適正化に向けて、評価、検討、審査ということでまいりましたが、私は微力ながら、少しでもお力添えになったのかなと思うんですけれども、また、私も大変勉強になりました。私は、杉町連の方を長くやり、また、補助事業を受けている育成の方の立場から、このような会に入りまして、補助金がたくさんあることにびっくりいたしました。補助金を本当に大切に活動のために使っていかなきゃいけないのかなと、つくづく感じております。

本当に勉強になりました、また、皆様と審査会の中でこのようにお話し合いができたことを大変感謝しています。ありがとうございました。

○財政課長 ありがとうございました。

それでは、委員、お願いします。

○委員 会長を初め各委員の皆様方また職員の皆様方に大変お世話をおかけしましたけれども、ここで大きな勉強をさせていただきました。

私がやった仕事というのは、ほとんど確認させていただくとか、私が知らないことをお教えいただくということでしたが、この会に出て私がいろいろお教え賜ったことを、さらにこれからの人生、ほとんど先はありませんけれども、生かしていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○財政課長 ありがとうございました。

では、お願ひいたします。

○委員 区民の1人として今回の補助金適正化審査会に参加させていただきました、あり

がとうございました。区民という意味で考えますと、これだけ補助金が数多く、そして金額も多額に使われているということを目の当たりにしまして、若干驚きを隠せないというような状況でございます。

今回、これだけの数の補助金を見させていただいたわけですが、区民に対する公表性というんでしょうか、透明性というんでしょうか、そういったものを図っていただいて、もちろん、区民も知る権利を行使しなければいけないわけですが、区の行財政について区民が明るくなることを願ってやみません。

今回はありがとうございました。

○財政課長 ありがとうございました。

では、会長、お願いします。

○会長 はい。今回は、会長という大役を仰せつかりまして、恐らく皆さんに、見たとおりに余り頼りないやつだなというふうに思われて、実際いろいろご迷惑をおかけしたんじゃないかと思えます。ただ、委員の方々それから事務局の方々に支えていただきまして、何とかこの11回をかけまして、報告書をまとめることができました。改めて補助金を一つ一つ見ていく中で、この補助金というものの奥の深さといいますか、やはり区民と区というものを結びつけていく上での非常にかなめとなる、よく、「協働」ということが最近強調されますけれども、そういったことを考えていく上で一つの重要なツールになっているんだと、今回の提言、さらにこの提言を踏まえて、この補助事業のあり方を考えていただきまして、区民のためになる制度をやってほしいなというふうに考えております。

今回、特に私の方もいろいろわがまを申し上げたところがありまして、直前になってこういう資料をまとめてほしいということに、的確に担当の事務局の方もお答えいただきまして、相当お忙しい中だったろうとは思いますが、最後の最後になっても大部の資料を用意していただくということになりました。本当に職員の方々にも助けられて、先ほども申し上げましたが、ほかの自治体でも補助金改革をやっておりますが、一つのモデルとなるような仕組みといいますか考え方というのが出せたのではないかと思います。これをさらに活用していただければなというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○財政課長 それでは、区長から一言お願いいたします。

○区長 一言、御礼申し上げたいと思います。

半年間にわたりまして、しかも大変高密度な会議を開催していただき、この大変難しい

課題に対しまして、客観性、公平性、また効率性、さまざまな点で130にも及ぶ各補助金に対しまして公平な判断をいただいているというふうに、そういう議論を進めていただきまして、本当にありがたいと思っております。何せこの補助金というものは、活動しているそれぞれの各団体にはそれぞれの思いや考え方がございまして、また、よすがにもなっております。

また、区の政策をどこに重点を置くべきかという政策判断ともかかわっておりますし、また、政治的に見ても非常に難しい課題でございまして、とりわけ、補助金は残りつつ、どんどんふえていくというような傾向になりやすいものでございます。そういった中で、一定の基準のもとで現在の補助金を精査していただいたということは、本当になかなか行政だけでもできない、また、議会だけでもできないということで、それぞれの委員の皆様のご負担、ご苦労はいかばかりかと、拝察をいたしております。

このいただきましたご提言に従いまして、来年4月からこの提言をもとに、各補助金をもう一度見直し、区民の皆様にもご理解をいただきながら、新たにこの新しい補助金の考え方を持って、区民と区の協働の体制というものを力強くつくり上げていきたいと考えておりますので、また、引き続きよろしくご指導賜りますようお願いを申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。

会長初め、各委員の皆様、本当にありがとうございました。

○財政課長 ありがとうございます。

この後は、区長は所用がございまして、大変申しわけございませんが失礼させていただきます。

○区長 どうもすみません。ありがとうございました。

(区長退室)

○会長 それでは、区長への提言が済みまして、これで我々もお役ごめんということになりまして、1点ですが、これ、事務局の方から言っていた方がいいのかもしれませんが、きょうの会議録の扱いについてお願いします。

○財政課長 はい。本日の会議録でございましてけれども、もう会議がございませぬので、まとまり次第、皆さんあてにお送りをさせていただきますまして、1週間程度でご確認をいただきまして、何かございましたらご意見をいただくということで、そういう取り扱いにさせていただきますたいと存じますけれども、よろしゅうございませぬでしょうか。

○会長 よろしいでしょうか。

(了承)

○会長 それでは、特にほかにはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○会長 それでは、最終回ですが、第11回補助金適正化審査会を終了させていただきます。
どうもありがとうございました。